

新潟市消防局告示第 1 号

大規模な屋外催しの要件について

新潟市火災予防条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 1 2 号）第 4 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき，大規模な屋外催しの要件を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 6 年 7 月 3 日

新潟市消防局長 上ノ山 徹

新潟市火災予防条例第 4 7 条の 2 第 1 項の大規模なものとして消防長が別に定める要件は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，主催する者が出店を認める露店等の数が 1 0 0 店舗を超えるものとする。

この告示は，平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。